

意見1 公園施設の拡充について			
分野	自治会長からの意見	回答	担当部課
公園整備関連	<p>(1) 妻田第一自治会</p> <p>■本厚木駅近くのあさひ公園は連日、多数の子どもたちや様々な年齢層の方々にぎわっている。こうした幼児・児童から高齢者まで安心して利用できる公園が身近にあればと思っており、ぜひ、整備の検討をお願いしたい。</p> <p>また、現在の公園整備計画の中で睦合南地区にかかわる計画にどのようなものがあるのか教えてほしい。</p>	<p>■新規の公園整備については、「厚木市緑の基本計画」に基づき、地区別における1人当りの公園面積や近隣にある公園等の距離を勘案し、必要性の高い箇所から優先的に整備を行っていますが、民有地の買収を伴うため、適正な規模で整形のとれた用地を確保することが難しい現状があります。</p> <p>こうした中、市民の皆様から土地を無償で借り受けることを前提に、自治会から申し出を受け、市民が自由に憩える公園として整備する「コミュニティパーク」という制度もあることから、新たな公園の整備について、自治会と調整を図りながら検討していきます。</p> <p>今後については、「そりだ公園」や「反田上なかよし公園」等の遊具更新の計画、また、睦合東中学校の南方に位置する「瀬戸コミュニティパーク」について、地元自治会と調整を図りながら、利用しやすい公園として整備する計画を進めていきます。</p> <p>《中間報告以降の状況等》</p> <p>■「そりだ公園」の遊具については、令和4年1月に更新済みで、「反田上なかよし公園」の複合遊具、鉄棒の更新については、令和4年度に対応予定です。</p> <p>また、「瀬戸睦コミュニティパーク」については、地元自治会長と調整済みです。</p>	【都市整備部】 公園緑地課

意見2 小鮎川浚渫工事の継続実施について			
分野	自治会長からの意見	回答	担当部課
防災関連	<p>(1) 市場自治会</p> <p>■相模川・中津川・小鮎川の三川合流地点から約2km上流の小鮎川左岸に位置する妻田西1丁目から妻田南2丁目の区間は、土手の幅が狭くなっている。</p> <p>河川の水量が増加し、どこか1か所でも堤防が崩れると、短時間で決壊し、大量の水が住宅地にあふれ出し大きな被害がでる危険性がある。</p> <p>このような被害を未然に防ぐ対策の一つとして、小鮎川の浚渫工事を継続して実施するように神奈川県へ強く要請してほしい。</p>	<p>■小鮎川の川底の土砂撤去については、平成21年度から継続して実施されています。</p> <p>令和3年度は、林妻橋上流部で河床整理が予定されており、今後についても、県と市双方で定期的に状況を確認し、効果的な対策が継続されるよう、県に対し要望していきます。</p> <p>《中間報告以降の状況等》</p> <p>■今年度の大雨により堤防法面が崩壊し復旧する箇所が発生したため、今年度予定されていた林妻橋上流部の小鮎川河床整理は、見送ると県から伺っておりますが、次年度以降も継続的に対応する意向を確認しておりますので、引き続き県に要望してまいります。</p>	【都市整備部】 河川ふれあい課

意見3 睦合南公民館の整備について			
分野	自治会長からの意見	回答	担当部課
公共施設整備	<p>(1) 三家自治会</p> <p>■第10次厚木市総合計画・実施計画の中に、令和3年度から「検討・協議」をはじめ、令和5年度に「基本方針策定」と明記していただき感謝いたします。</p> <p>公共施設最適化基本計画に則り、地域として「複合化」や「多機能化」などを議論するためには、まず公民館を整備する場所を確定することが必要不可欠であり、早急に手続を進めていただくことを切に希望いたします。</p> <p>地域としては、建設用地に関する情報提供（平成30年8月、令和2年6月）を睦合南公民館建設促進委員会からしているが、現在もこの用地が「最善の立地場所」とする判断に変わりありません。</p> <p>今後、公民館建設用地の提供に協力的な所有者と用地交渉を円滑に進めていくためにも、ぜひ、令和4年度に建設候補地の検証（調査）を済ませてほしい。</p>	<p>■睦合南公民館の建設候補地の検討に当たっては、現行の公民館敷地での建て替えのほか、建設促進委員会から情報提供をいただいた用地を含む複数の候補地の検討が必要であると考えています。</p> <p>その検討過程においては、社会教育施設として適切な立地であるかをはじめ、敷地面積や候補地の取得に必要な予算規模、他の公民館との均衡など、多方面にわたる検討が必要となります。また、公民館の建て替えに当たっては、他施設との複合化や多機能化の検討も併せて行ってまいります。</p> <p>現在、公共施設の施設類型ごとの方向性に基づいた具体的な取組を推進するため、今後の適正配置に向けた判断基準や優先順位、実施時期等を定める個別施設計画を令和3年度中の策定に向けて検討しています。</p> <p>今後についても、地域の皆様と合意形成を十分に図りながら検討を進めていきます。</p> <p>《中間報告以降の状況等》</p> <p>■個別施設計画については、パブリックコメント等の市民参加手続を経て、令和4年2月に策定いたしました。</p>	【政策部】 行政経営課  【社会教育部】 社会教育課